

平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会

## 胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 会 議 録

平 成 2 9 年 3 月 2 3 日 開 会

平 成 2 9 年 3 月 2 3 日 閉 会

胆 振 東 部 消 防 組 合

# 第 1 回胆振東部消防組合議会定例会

平成 2 9 年 3 月 2 3 日（木曜日）

## ○ 議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告
- 4 施政方針
- 5 提案理由の説明
- 6 議案第 1 号 胆振東部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 号 胆振東部消防組合職員の育児休業に関する条例の一部改正について
- 7 議案第 3 号 損害賠償の額の決定について
- 8 議案第 4 号 平成 2 8 年度胆振東部消防組合補正予算（第 5 号）について
- 9 議案第 5 号 平成 2 9 年度胆振東部消防組合予算について
- 1 0 報告第 1 号 現金出納例月検査の結果報告について

## ○ 出席議員

|     |    |    |    |     |    |    |   |
|-----|----|----|----|-----|----|----|---|
| 1 番 | 高山 | 正人 | 君  | 4 番 | 井上 | 次男 | 君 |
| 2 番 | 納口 | 専納 | 助君 | 5 番 | 山崎 | 満敬 | 君 |
| 3 番 | 高田 | 芳和 | 君  | 6 番 | 星  | 正臣 | 君 |

## ○ 出席説明員

|             |             |
|-------------|-------------|
| 管 理 者       | 宮 坂 尚 市 朗 君 |
| 副 管 理 者     | 近 藤 泰 行 君   |
| 代 表 監 査 委 員 | 佐 藤 公 博 君   |
| 消 防 長       | 藤 原 一 君     |
| 総 務 課 長     | 立 石 恵 輝 君   |
| 防 災 課 長     | 松 永 忠 昭 君   |
| 安 平 支 署 長   | 三 宅 文 秀 君   |
| 追 分 出 張 所 長 | 寺 島 博 一 君   |
| 厚 真 支 署 長   | 齊 藤 茂 揮 君   |
| 鵜 川 支 署 長   | 粒 来 裕 君     |
| 穂 別 支 署 長   | 長 谷 部 進 君   |

## ○ 出席事務局職員

|     |           |
|-----|-----------|
| 局 長 | 宮 坂 賢 一 君 |
| 書 記 | 横 井 幸 男 君 |
| 書 記 | 山 崎 光 弘 君 |

開会 午前 10 時 00 分

◎ 開会の宣告

○ 議 長 只今の出席議員は、6 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 1 回胆振東部消防組合議会定例会を開会致します。

○ 議 長 それでは本日の会議を開きます。  
まず始めに、議席の指定を行います。  
議席は、胆振東部消防組合議会会議規則第 4 条第 2 項の規程により、議長が指名いたします。  
議席に付きましては、配布しております「議会議員等名簿」のとおりといたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○ 議 長 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議規則第 89 条の規定により、5 番山崎議員、6 番星 議員の 2 名を指名いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○ 議 長 日程第 2、「会期の決定」の件を議題といたします。  
お諮り致します。今期定例会の会期は本日 1 日間と致します。  
これにご異議ありませんか。  
[「異議無し」という声あり]  
異議無しと認めます。  
よって会期は本日 1 日間と決しました。

◎ 日程第 3 行政報告

○ 議 長 日程第 3、「行政報告」を求めます。藤原消防長。

○ 消 防 長 (記載省略、議事録音有り)

○ 議 長 行政報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
[「無し」という声あり]  
質疑無しと認め質疑を終わります。

◎ 日程第 4 施政方針

○ 議 長 日程第 4、「施政方針」を求めます。宮坂管理者。

○ 管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

◎ 日程第 5 提案理由の説明

○ 議長 日程第 5、「提案理由の説明」を求めます。宮坂管理者。

○ 管理者 (記載省略、議事録音有り)

◎ 日程第 6 議案第 1 号 胆振東部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
議案第 2 号 胆振東部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○ 議長 日程第 6、議案第 1 号「胆振東部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」議案第 2 号「胆振東部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を一括して議題といたします。本案について説明を求めます。立石総務課長。

○ 立石課長 (説明省略)

○ 議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
議案第 1 号・議案第 2 号について質疑はありませんか。  
[「無し」という声あり]  
質疑無しと認め質疑を終わります。  
次に、議案第 1 号・議案第 2 号の 2 件について討論を行います。  
討論はありませんか。  
[「無し」という声あり]  
討論なしと認めこれで討論を終わります。  
議案第 1 号について、採決を行います。  
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」という声あり]  
異議なしと認めます。  
よって議案第 1 号は原案の通り可決することに決しました。  
次に議案第 2 号について、採決を行います。  
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」という声あり]  
異議なしと認めます。  
よって議案第 2 号は原案の通り可決することに決しました。

◎ 日程第 7 議案第 3 号 損害賠償額の額の決定について

○ 議長 日程第 7、議案第 3 号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。本件について説明を求めます。立石総務課長。

○ 総務課長 (説明省略)

○ 議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。山崎議員。

○山崎議員　やむを得ずの事故ですが。ここ何年か前の事故判例を見てみますと、予防処置をしない場合。交差点では、百ゼロは無いと言われていましたが、ぶつけられた車の後部に横から来た車がぶつけた場合には、百ゼロがあり得るとい判例が出ている例が御座います。これについて1点。只の示談交渉だったのか、弁護士を通しての示談交渉だったのか。消防組合では保険に入っているとありますが保険の内容に弁護士付託を入れているのか確認したい。

○議　　長　　立石総務課長。

○総務課長　　今の御質問ですが、示談につきましては当組合は一般財団法人全国自治協会の保険に入っており、そちらに委託しており、弁護士等に付きましては確認しておりません。又、保険内容の弁護士付託に付きましても確認しておりません。

○議　　長　　藤原消防長。

○消防長　　補足して説明させていただきます。先ほどの車両後部という事で説明させていただきましたが、ご理解頂いてるのが車の後ろに追突されたのでは無く、後部ドアですので、側面に追突されたということですのでご理解願います。

○議　　長　　他に質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第3号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第8　議案第4号　平成28年度胆振東部消防組合補正予算（第5号）について

○議　　長　　日程第8、議案第4号「平成28年度胆振東部消防組合補正予算（第5号）について」を議題といたします。本件について説明を求めます。立石総務課長。

○立石課長　　（説明省略）

○議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山崎議員。

○山崎議員　　お聞きしたいことが。救急車の出動が増えて来る中、平成28年の状況も有りますが。人員が足りなくなった時自宅待機の職員が署に駆け付ける事に成っているかと思うのですが、自宅待機には補償は無いと思いますが、支署に駆けつけた場合の給与についての、時間外等の管理はどの様に成っているか、お聞きしたい。

○ 議 長 立石総務課長。

○ 総務課長 今回の質問ですが、救急出動等で人員が足りない場合は、非番者週休者等を招集して時間外勤務手当で処理しております。これにつきましては、個人毎月の時間外勤務手当の様式がありますので、そこで管理をしております。

○ 議 長 他に質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第4号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎ 日程第9 議案第5号 平成29年度胆振東部消防組合予算について

○ 議 長 日程第9、議案第5号「平成29年度胆振東部消防組合予算について」を議題といたします。本件について説明を求めます。立石総務課長。

○ 立石課長 (説明省略)

○ 議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。高山議員。

○ 高山議員 安平消防施設備品購入の水槽付消防ポンプ自動車購入がありますが。ご説明が有った通り去年の事故により、車両が破損したため新規で更新することに成っていますが。現時点で鶴川消防の車両をお借りした上での体制を行っている。付しましては鶴川消防さんのお借りしている車両に付いての、保険ですとか税金等、整備等の掛かる費用はむかわさんがお持ちに成っているのか、もしくは安平消防がお借りをしているので負担しているのか。この辺について。又、車両をお借りするのであれば、無償提供等何か理由になるかどうか分かりませんが、契約内容についてお聞き致します。

○ 議 長 立石総務課長。

○ 立石課長 今回の御質問にお答え致します。質問の車両に掛かる経費につきましては車両を提供しております鶴川支署の方で必要経費を支出しております。今後安平支署の方で経費を見れないかというお話ですが、これについては、お貸している支署の鶴川支署に経費をお願いしている状況で御座います。

○ 議 長 藤原消防長。

○消 防 長 補足説明させていただきます。今の質問、鶴川支署から配置換えをして安平支署の方に配備している車両の維持管理について、胆振東部消防組合の組織の設備という事でその中で消防力のバランスを考えて配置をさせて頂きました。その中であくまでも胆振東部消防組合の財産であっても構成町の負担がある物ですから、これはむかわ町のご理解を頂いて、そして安平支署への配置をさせて頂いてる。消耗品、ちろん燃料等に付いては安平支署の方に。ただ、今総務課長が説明した通り保険等に付いては鶴川支署の従来掛けていた物を引き継ぎお借りしている。契約等に付いては先ほどお話しした通り胆振東部消防組合の財産の中の配置換えですので、契約等はしておりません。以上で御座います。

○議 長 高山議員。

○高山議員 非常に私どもにとっては有りがたい事であるのですが、非常に心苦しい部分が多々有る。要するに車両が無ければ本来の活動が出来ない当然人様の物をお借りしている。組織体としては一緒なのかもしれませんが自賄いという所の多々有る所の、経費の負担を他町にお願いしなければならない部分については速急に考えれば成らない点では無いかと思いますので、その辺の所を宜しくお願いします。

○議 長 藤原消防長。

○消 防 長 只今の件ごもっともで御座います。私もその辺を含んでお話をさせて頂きましたけれども、本当にむかわ町のご好意有りがたく受けてですね、配属させて頂きました。今後その様なことは有ってはなりません、もし有った時には同様に、その辺の経費のことも考えて配置転換等を考えたいと思っております。もう無いという事を思っております。宜しくお願いいたします。

○議 長 他に質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第5号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

#### ◎ 日程第10 報告第1号 現金出納例月検査の結果報告について

○議 長 日程第10、報告第1号「現金出納例月検査の結果報告について」は、議案書26ページから30ページに記載のとおり監査報告でございますので、報告済みと致します。

◎閉会の宣言

- 議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了致しました。  
これをもって、平成29年第1回胆振東部消防組合議会定例会を閉会致します。

閉会 午前11時48分